

秋田県男女共同参画推進員設置要綱

（設置）

第1条 秋田県男女共同参画推進条例第4条に規定する県の責務に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、県政のあらゆる分野において男女共同参画を推進するための意識を職員全体に浸透させるとともに、県が策定し、及び実施する施策の中に男女共同参画の視点の導入を積極的に図るため、県の行政機関の各課所に男女共同参画統括推進員（以下「統括推進員」という。）及び男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この要綱において「行政機関」とは、知事部局、企業局、議会事務局、教育庁、人事委員会事務局、監査委員事務局及び地方労働委員会事務局とする。

2 この要綱において「課所」とは、各行政機関の組織に関する規則又は規程において定める課、局、室、チーム及び地方機関とする。ただし、地域振興局においては、課及び室並びに事務所とする。

（統括推進員）

第3条 統括推進員は課所長とする。ただし、単独事務所を除く地域振興局においては部長、また、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び地方労働委員会事務局においては総務を担当する課長とする。

（推進員の選任）

第4条 課所の長（以下「課所長」という。）は、当該課所の主査以上の職にある者で、施策の企画立案、予算、文書、広報などの事務を総括的に調整する者（以下「総括調整者」という。）から男女1名ずつを推進員に指定する。ただし、男女1名ずつを指定することができない場合又は課所の職員数が10人未満の課所にあつては、男女いずれか1名を指定する。

2 課所の職員数が10人以上の課所長は、前項ただし書の規定により総括調整者から1名を推進員に指定した場合、指定した者が男性の場合にあつては女性（女性の場合にあつては男性）で、主査以上の職にある者1名を推進員に指定する。ただし、当該要件に該当する者がいない場合にあつても、これによらずに1名を指定する。

3 課所長は、前2項の規定により推進員を指定したときは、遅滞なく男女共同参画課長に報告する。

(統括推進員の役割)

第5条 統括推進員は、次条に規定する推進員の事務を統括し、各課所における男女共同参画の推進を図る。

2 統括推進員は、必要に応じて推進員に対する指導及び助言を行う。

(推進員の役割)

第6条 推進員は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 男女共同参画の視点の施策への導入及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策に係る苦情に関すること。
- (3) 男女共同参画視点導入・推進度評価に関すること。
- (4) 男女共同参画に関する職員の意識啓発に関すること。
- (5) 男女が共に働きやすい職場環境づくりに関すること。

(研修会の開催)

第7条 男女共同参画課は、この要綱による推進員制度の円滑な運用を図るため、推進員に対し、推進員の制度に関する研修会を開催する。

附 則

この要綱は、平成15年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月26日から施行する。

秋田県男女共同参画推進員設置要領

秋田県男女共同参画推進員設置要綱第6条各号に規定する推進員の役割は、次のとおりとする。

- 1 男女共同参画の視点の施策への導入及び推進に関すること。
 - ・課所が策定し、及び実施する施策及び事業について、男女共同参画の視点が導入されるように配慮すること。
 - ・男女共同参画推進計画（あきた女と男のハーモニープラン）に基づく施策の推進が図られるように取り組むこと。
 - ・県の委員会、審議会等における女性委員の比率の向上に関する目標数値（平成22年度末50%）の実現に向けて取り組むこと。
 - ・男女共同参画の視点からの広報・出版物ガイドブックに基づき、課所が作成する広報・出版物等のイラスト、言葉、文章による表現等が男女共同参画の視点からより望ましくなるように指導すること。

- 2 男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策に係る苦情に関すること。
 - ・あきたハーモニー条例第18条に規定する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策に係る苦情が発生しないように配慮すること。
 - ・同条第1項の規定に基づく苦情の申出があった場合は、男女共同参画課と連絡調整を行い、適切な措置が速やかに講じられるようにすること。

- 3 男女共同参画視点導入・推進度評価に関すること。
 - ・課所が策定し、及び実施する施策及び事業に対して、男女共同参画の視点が導入されているか、また、課所の職場環境が男女共同参画の視点からみて良好であるかということに関する評価を行うこと。

- 4 男女共同参画に関する職員の意識啓発に関すること。
 - ・あきたハーモニー条例第13条に規定する男女共同参画推進月間（毎年6月）に併せて職場研修を実施するなど、男女共同参画に関する当該課所の職員の意識啓発に適宜努めること。

- 5 男女が共に働きやすい職場環境づくりに関すること。
 - ・課所においてセクシュアル・ハラスメントが発生することなどが無いように、男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組むこと。
 - ・男女が共に個性と能力を十分に発揮することができるように、性別による職務配置の見直しに取り組むこと。
 - ・性別にかかわらず育児休業、介護休暇などが取りやすく、仕事と家庭の両立ができるような職場環境づくりに取り組むこと。